

第 2 号 議 案

平成30年度京都府営林事業特別会計予算

平成30年度京都府営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		36,922 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	36,922
2 財 産 収 入		27,000
	1 財 産 売 払 収 入	27,000

款	項	金額
3 繰入金		84,080 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	84,080
4 繰越金		25
	1 繰越金	25
5 諸収入		2,541
	1 雑収入	2,541
6 府債		40,000
	1 府債	40,000
歳入合計		190,568

歳出

款	項	金額
1 営林事業費		190,568 ^{千円}
	1 営林事業費	190,568
歳出合計		190,568

第2表 府債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
府有林造林事業費	40,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行	年6.0以内 [%]	償還期間は、40年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等又は元利均等支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。